

果樹産地構造改革計画策定の手引き

令和7年12月
農林水産省



果樹産地構造改革計画の趣旨

我が国では、北海道から沖縄まで、地域の特性に応じた多種多様な果樹が栽培されており、特に平地と比べて条件の不利な中山間地域では、果樹は地域の経済を支える基幹品目として重要な役割を果たしています。

また、近年、我が国の**高品質な果実生産は高く評価され、国産果実の卸売価格は上昇傾向で推移**しています。海外においても、日本産果実の評価は高く、**輸出品目としても高いポテンシャル**を有しています。

しかし、**担い手の減少や気候変動等の影響により生産量は減少しており、需要に生産が応えきれいていません**。

こうした状況を踏まえ、果樹産地において、**労働生産性の向上、気候変動への対応、担い手の育成・確保等により、生産基盤の強化を進めることで、産地構造を改革し、競争力のある産地を構築することが喫緊の課題**となっています。

このため、**産地自らが産地の特性や意向を踏まえ、産地毎に目指すべき具体的な姿（目標）を定めた果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）を策定し、産地計画に基づく取組を推進することにより、果樹産地の構造改革を進めることが重要**です。

※本手引きは産地計画の策定の参考として作成したものであり、産地の実情に応じた産地計画の策定に向けた検討材料の一つとしてご活用ください。

※産地計画の策定に当たっては、「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）（以下「産地計画通知」という。）を参照してください。

【参考】産地計画通知（農林水産省HP）：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/attach/pdf/index-227.pdf>

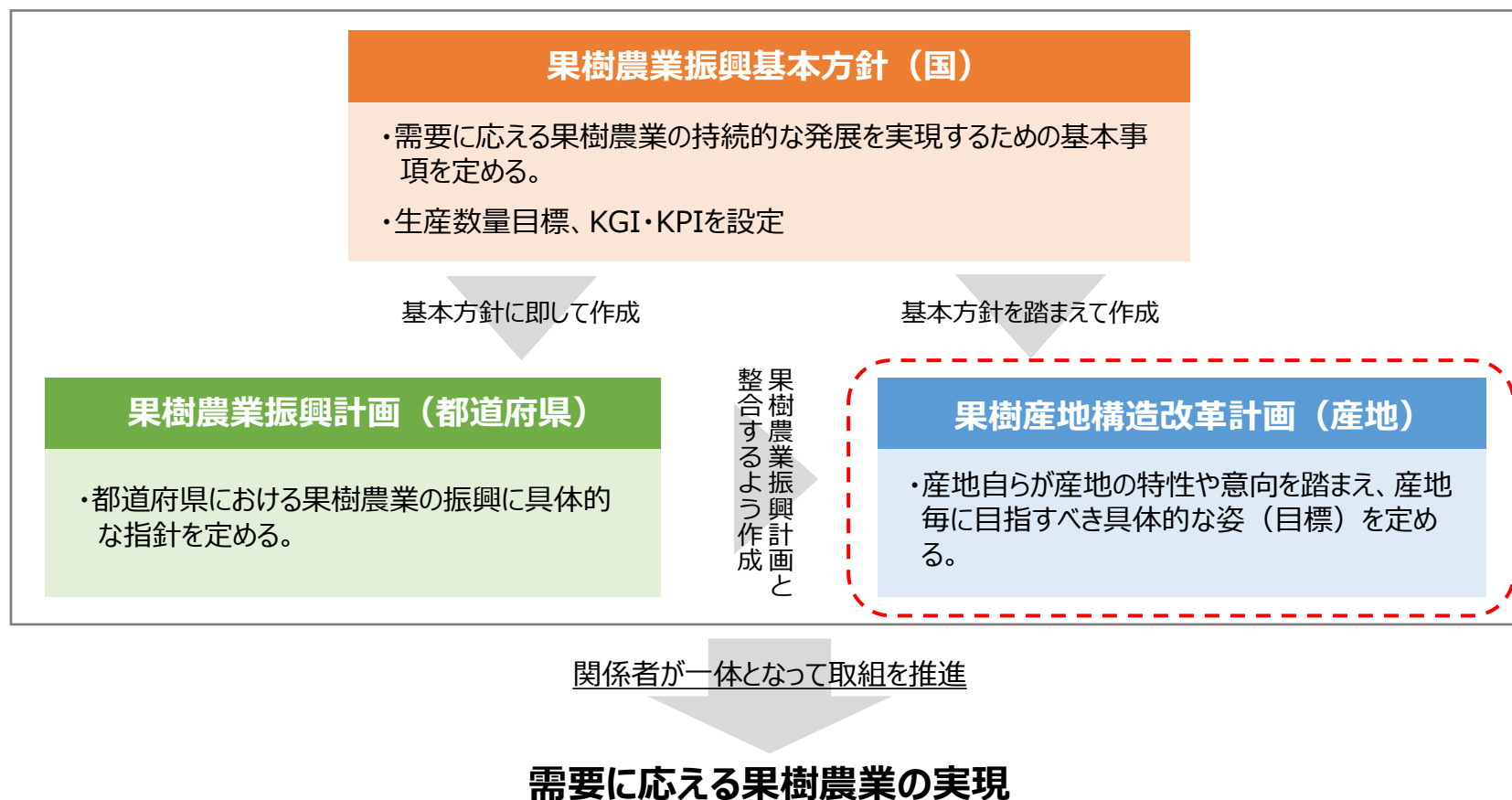
果樹産地構造改革計画の位置付け

果樹農業の現状を踏まえ、農林水産省は令和 7 年 4 月に「**果樹農業の振興を図るための基本方針**（果樹農業振興基本方針）」（以下「基本方針」という。）を策定し、需要に応える果樹農業の持続的な発展を目指すために必要な基本的な事項を定めました。

【参考】基本方針（農林水産省HP）：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/attach/pdf/index-198.pdf>

基本方針に即して、都道府県では、「**都道府県における果樹農業の振興を図るための計画**」（以下「果振計画」という。）を策定し、都道府県における果樹農業の振興に具体的な指針を定めます。

基本方針、果振計画に基づき、産地において**産地計画**を策定し、これらの方針・計画により関係者が一体となって取組を推進することで、需要に応える果樹農業の実現に繋がります。



果樹産地構造改革計画のフロー



果樹産地構造改革計画の項目

以下の事項を内容とする産地計画を策定しましょう。産地の実情に応じて、必要な項目を追加することも可能です。産地計画への記載に当たってのポイントや留意事項を黄色の枠に記載していますので、参考としてください。

1 目標年次

- ・ 対象期間は原則 5 年間とし、対象期間の終了年である 5 年後を目標年度としてください。

2 産地の合意体制

- ・ 産地計画を実効性のあるものとするためには、産地協議会のメンバーである各関係機関の合意の下、それぞれの役割が明確化され、産地計画に基づく取組を着実に実行していくことが重要です。これを実現できる産地計画の合意・推進体制を整備してください。

3 目指すべき産地の姿

(1) 目指すべき産地の理念

(2) 生産基盤強化に関する事項

ア 労働生産性の向上及び気候変動等への対応

①生産を振興する品目・品種

消費者・実需者のニーズへの対応や気候変動による栽培環境の変化等を踏まえて選定する。

- ・ 下記「(3) 需要への対応に関する事項」を踏まえ、手頃な価格帯や加工仕向けなど消費者・実需者のニーズも考慮してください。
- ・ 下記「④気候変動等への対応に向けた取組」を踏まえ、気候変動による影響の低減に向けた、品種構成の見直し、品種・品目転換等を考慮した品目・品種を選定してください。

②品目・品種別の生産目標、計画

需要や労働力に見合った安定的な生産・出荷を行える品種構成となるよう、果実品質のみならず、時期別の需要量の推移や品種毎の収穫時期の違いも勘案して策定する。

③労働生産性の向上に向けた取組

園地の集積・集約化や基盤整備の推進、省力樹形等への改植・新植、スマート農業・機械化の推進、大規模経営体の育成・参入等について、現状の整理・分析と今後の対応について記載する。

- ・ 労働生産性の向上に向けた取組について、産地での実施状況等に関する現状を整理・分析した上で、今後の対応について記載してください。具体的には、以下のような取組が考えられます。

- 園地の集積・集約化及び基盤整備：地域計画に基づく担い手への園地の集積・集約化や基盤整備（園地の傾斜緩和、大区画化、用水・かん水施設の整備、水田転換園の整備等）を進めるための地域での話し合いの実施、
農業委員会・農地中間管理機構・土地改良区等の関係機関との連携

- 省力樹形等への改植・新植

- スマート農業・機械化：労働生産性を向上させるスマート技術や農業機械の活用、データ駆動型農業の実施

- 大規模経営体※の育成・参入：法人経営体等による大規模な省力樹形等への改植・新植

※現在又は将来的に、スマート農業技術や雇用労働力を活用した大規模かつ効率的な果樹経営を展開する法人経営体

④気候変動等への対応に向けた取組

生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に関する現状の整理・分析と今後の資機材による対策や、産地における品種構成の見直し等の検討について記載する。

- ・ 産地における気候変動による影響や被害、実施している対策等に関する現状を整理・分析した上で、高温の影響を減少するために実施する対策について記載してください。具体的には、以下のような取組が考えられます。

- 資機材の導入：遮光資材、かん水設備、細霧冷房機等の設置

- 品種構成の見直し：障害リスクの低い品種の導入、リスクを分散させるための収穫時期の異なる品種等への転換

- 栽培方法の見直し：着色のために実施する葉摘み作業をやめ、葉を残すことで日焼けを防止（葉とらずりんご）

- 品目の転換：地域の気象条件に合った品目への転換（従来では導入が困難だった熱帯果樹等への転換など）

⑤病害虫・鳥獣害対応に向けた取組

病害虫や野生鳥獣による被害に関する現状の整理・分析と今後の対応について記載する。

- ・ 産地における病害虫・野生鳥獣による被害に関する現状を整理・分析した上で、被害を減少するために実施する対策について記載してください。具体的には、以下のような取組が考えられます。
 - 産地全体での総合防除の実施
 - 荒廃園地の解消のための産地内での合意形成に基づく伐採
 - 侵入防止柵、防鳥ネット、緩衝帯等の整備

⑥花粉・苗木の確保に向けた取組

花粉や苗木等の果樹農業に必要な生産資材の確保に関する現状の整理・分析と今後の対応について記載する。

- ・ 花粉や苗木等の確保に向けた取組について、産地での実施状況等の現状を整理・分析した上で、今後の対応について記載してください。具体的には、以下のような取組が考えられます。
 - 産地内での花粉の安定生産・供給を実現するための取組体制の構築
 - 花粉生産園地の整備
 - 産地と苗木生産者との契約生産

イ 担い手の育成・確保、労働力の確保

①担い手の考え方

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく地域計画との整合について記載する。

- ・ 産地の実情に応じて、担い手の考え方を記載してください。
- ・ ただし、産地計画の策定に当たっては、地域計画の策定・見直しと一体的に推進することが重要であることから、産地計画に担い手として位置づけられた者は、地域計画においても担い手として位置づけられている／今後位置づけられることが確実である必要があります。そのため、産地計画に担い手として位置づけられた者が、地域計画に担い手として位置づけられているかについて記載するとともに、地域計画に位置づけられていない場合は今後どのように位置づけていくか今後の対応についても記載してください。

②担い手の育成・確保に向けた取組

上記①に基づく担い手数など現状の整理・分析と、技術研修と園地継承を併せて行う果樹型トレーニングファームの取組など担い手の育成・確保の方法等について記載する。

- ・ 産地における担い手の現状を整理・分析した上で、今後の担い手の育成・確保に向けた取組について記載してください。具体的には、果樹型トレーニングファームの取組のほか、以下のような取組が考えられます。
 - 整枝・せん定等の高度な栽培管理技術や、農業経営に関する研修の実施
 - 研修園地の継承、成園の斡旋
 - 中古農機の斡旋、住居・倉庫の斡旋、生活サポート

③果樹農業の魅力の向上・発信に向けた取組

果樹に関心をもつ者が果樹農業に魅力を感じ、新規就農につながるような、省力樹形などの労働生産性の高い果樹農業や、就労条件や農作業安全、社会保険労務士の活用といった産地の環境整備の取組及びその発信手法について記載する。

④多様な農業者による園地の保全管理に向けた取組

農地が優良果樹園地として利用され続けていくことを推進するとともに、担い手への集積・集約を進めていくため、産地における地域計画の策定状況など今後の見通しについて記載する。

- ・ 副業的に農業を営む経営体などの多様な農業者が産地の優良果樹園地の保全・管理の役割を果たしつつ、将来的には担い手への集積・集約を進めていくことを念頭に、園地の保全管理に向けた取組に関する今後の見通しについて記載してください。

⑤労働力不足への対応に向けた取組

労働力不足に関する現状の整理・分析と、サービス事業体の活用や関連産業等との協働、着色作業の省略等の作業の省力化等による季節的な作業ピークへの対応や、季節性に対応する短期労働力の確保のための環境整備など、今後の対応について記載する。

⑥大規模経営体の参入に向けた取組

大規模経営体に関する現状の整理・分析と、今後の果樹農業を担い、経営改善に取り組む経営層の育成・確保の推進に向けた対応について記載する。

- ・ 産地における大規模経営体の現状を整理・分析した上で、果樹農業の経営人材の育成・確保に向けた取組について記載してください。具体的には、以下のような取組が考えられます。

- 農業経営に関する研修の実施
- 個人経営体の法人化の促進
- 法人経営体の参入の促進

ウ 地域の基幹産業としての付加価値の向上

①輸出や加工等の関連産業との連携

輸出や加工等の関連産業との連携に関する現状の整理・分析と、こうした事業者と産地の連携など今後の対応について記載する。

②定年者等の地域住民、交流人口の参加

定年者、高齢農家、交流人口や地域商社など多様な人材の参加に関する現状の整理・分析と、多様な人材が参加しての製品の開発など今後の対応について記載する。

（3）需要への対応に関する事項

ア 国内需要への対応

①手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

労働生産性の高い栽培体系への転換による、比較的手頃な価格で日常的に摂取してもらえるような果実生産・供給に関する現状の整理・分析と、今後の対応について記載する。

- ・ 高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズへの対応に向けた、コストを抑えた生産による、数量を確保し手に取りやすい国産果実生産・供給への対応に向けた取組に関する現状を整理・分析した上で、今後の対応について記載してください。

②果実加工品の生産・供給への対応

加工仕向け用の原料果実の安定生産・供給に関する現状の整理・分析と、今後の対応について記載する。

- ・ 若年層、中年層からのニーズが高まっている果実加工品への対応に向けた、加工仕向け用の原料果実の安定生産・供給に関する現状を整理・分析した上で、今後の対応について記載してください。具体的には、以下のような取組が考えられます。
 - 食品加工事業者等との連携による加工仕向け用の原料果実の生産

イ 海外から稼ぐ力の強化

海外需要の開拓や輸出、知財の保護・活用といった戦略的な海外展開などに関する現状の整理・分析と、今後の対応について記載する。

- ・ 戦略的な海外展開に向けた取組の現状を整理・分析した上で、今後の対応について記載してください。具体的には、以下のような取組が考えられます。
 - 海外市場へのプロモーションの実施
 - 輸出先国・地域の規制に対応するための防除体系の見直し、ニーズに対応した品種への転換
 - 育成者権・商標権等の知的財産を活用したブランド化

（4）流通及び加工の合理化に関する事項

ア 集出荷・流通対策

①集出荷の効率化の推進

集出荷施設・選果場等の共同利用施設に関する現状の整理・分析と、共同利用施設の再編集約・合理化やA I 選果機の導入推進など今後の対応について記載する。

②果実輸送の合理化の推進

果実やコンテナ等の出荷規格や輸送手段に関する現状の整理・分析と、これらの見直しなど今後の対応について記載する。

- ・ 果実やコンテナ等の出荷規格や輸送手段に関する現状を整理・分析した上で、果実輸送の合理化に向けた今後の対応について記載してください。具体的には、以下のような取組が考えられます。

- コンテナや11型パレットの利用
- 出荷規格、段ボールサイズの見直し

イ 果実の加工

①国産の加工用原料果実の確保

加工専用果実の生産に関する現状の整理・分析と、今後の生産や環境整備などの対応について記載する。

②多様なニーズに対応した果実の加工

果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような商品開発に関する現状の整理・分析と、新たな商品開発や実需者との連携、果実加工品生産技術の開発・導入など今後の対応について記載する。

（5）その他必要な事項（自然災害への備え等）

自然災害が激甚化・頻発化する中で、被害を最小化するため、産地において特に対応すべきリスクや事前防災や事業継続計画の策定などの対応方針、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険や果樹共済といったセーフティネットへの加入促進に関する方針について記載する。

策定に当たっての留意点

産地計画の策定に当たっては、以下に留意してください。

対象となる期間

- ・ 産地計画の**対象期間は原則として5年間**とします。
- ・ なお、一度定植すればその後の20年間栽培を続ける永年性作物である果樹の特性を鑑み、中長期展望を踏まえた目標設定とするため、20年後の「目指すべき産地の姿」を念頭に、対象期間の終了年である5年後の目標値を設定してください。

対象となる果樹

- ・ 産地計画の対象となる果樹は、**かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル**を中心としますが、その他の果樹（上記13品目以外の全ての果樹）も対象とすることができます。
- ・ 産地計画の対象とする品目については、原則として**果振計画において振興品目として位置づけられることが必要**です。振興品目に位置付けられていない品目を産地計画の対象とする場合には、果振計画への位置付けについて事前に都道府県に相談してください。

対象となる産地の範囲

- ・ 対象となる産地の範囲は、原則として、**集出荷施設を核として一体的に生産及び出荷を行う生産出荷組織または同一の地域で共通する主産品目を生産する流通・販売ネットワークを軸とした集団**とします。
- ・ 産地の範囲の設定にあたっては、同一の生産・出荷戦略を持つ範囲で、**地域の実情に応じて、実効性の高い範囲を設定する**ようにしてください。実効性を確保する観点から、同一の産地内で複数の産地計画を策定することも可能です。

策定に当たっての留意点（つづき）

産地計画の策定に当たっては、以下に留意してください。

その他の留意事項

- ・ **基本方針を踏まえたものであり、果振計画**やその他都道府県が策定する計画**との整合を図る**ようにしてください。
- ・ 産地の関係者の合意を十分に得られた内容としてください。
- ・ 産地の実情を踏まえ、実効性が高く、設定した目標の実現性が高い内容としてください。
- ・ 農地の集積・集約化等に向けた取組を加速化し、地域の話し合いにより、全国の市町村で目指すべき将来の農地利用を目標地図として明確化する「**地域計画**」**との整合のとれた内容**としてください。なお、地域計画は地域内での話し合いにより随時見直しを図っていくものであることから、都道府県及び市町村における地域計画担当部局と果樹生産振興担当部局とが相互に緊密に連携し、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保するようにしてください。

問 1 産地計画はいつまでに策定する必要がありますか。

(答)

都道府県における果樹農業振興計画の策定状況等を踏まえつつ、可能な限り早期に策定いただきたいと考えています。

問 2 現行の産地計画が目標年度に達していない場合であっても、令和 7 年 9 月の産地計画通知の一部改正に合わせて、産地計画も改定する必要がありますか。

(答)

産地計画は、基本方針や果振計画を踏まえて策定いただくものであるため、一部改正後の産地計画通知に基づき、産地計画の改定に努めていただきたいと考えています。

問 3 現行の産地計画が目標年度に達していないが、産地計画を改定（新たな産地計画を策定）することとした場合、産地計画の目標年度や評価はどうなりますか。

(答)

この場合、一部改正後の産地計画通知に基づく、策定年度の 5 年後を目標年度とする新たな計画を策定してください。また、現行計画についてはその時点で目標年度に達したものとみなし、評価を行ってください。

問 4 産地計画通知の「第 3 産地計画の内容」に示された事項は全て記載が必要ですか。産地が取り組む事項だけを記載しても良いですか。

(答)

各産地において、基本方針や果振計画を踏まえた検討を行っていただき、その上で産地の実情に応じた取組を進めていただくことが重要と考えています。そのため、産地計画通知の「第 3 産地計画の内容」に記載された事項については、『必ず取り組むべきもの』ということではなく、現状の整理・分析と今後の対応について記載をしてください。（現状の整理・分析に基づき取り組まないという判断である場合は、その対応方針を記載。）

問 5 産地計画の目標や内容を見直すことはできますか。

(答)

産地の状況や情勢の変化等に応じて、産地計画の目標や内容を随時見直していただくことが重要と考えています。

問 6 産地計画の点検、評価は、いつ、誰が、どのように行うのですか。

(答)

産地協議会は、毎年度の産地計画に基づく取組の進捗状況等について、産地計画通知の別紙様式を参考として、自ら点検に努め、次年度以降の取組の改善を図るとともに、必要に応じて産地計画の目標や内容の見直しを行ってください。

また、策定翌年度から毎年度の 6 月末日までに、産地計画通知の別紙様式により、毎年度 3 月末日時点の産地計画に基づく取組の進捗状況等について、自ら評価し、その結果を都道府県果協及び都道府県（都道府県果協が置かれていない場合は、都道府県）を経由して地方農政局長等に報告してください。